相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区恵比寿南三丁目二七番地、最後の住所茨城県水戸市平須町一八二二番地の五四〇　被相続人　亡　竹原　敏浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月四日

事務所茨城県水戸市南町一丁目三番二七号水戸ビル二階　茨城県水戸市宮町二丁目二番六―五〇一号クランメール・宮町

相続財産管理人　弁護士　森田　冴子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区東駒形三丁目一六番地七、最後の住所東京都葛飾区新小岩四丁目一番一〇号　被相続人　亡　小林　良子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月四日

事務所東京都中央区銀座二―五―五共同ビル西銀座四階寺本法律会計事務所

相続財産管理人　弁護士　荒木　哲郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲府市下石田二丁目二四番、最後の住所山梨県甲府市下石田二丁目二四番一六号ラフィーネ甲府二一一号　被相続人　亡　永洞　知子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月四日

山梨県甲府市中央一丁目一番一八号柳町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田邊　護

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士宮市山宮二四四五番地、最後の住所静岡県富士宮市山宮二二八九番地の二　被相続人　亡　桒原　定夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月四日

静岡県静岡市駿河区国吉田六丁目五番二三号、事務所静岡県静岡市葵区馬場町九番地田辺ビル三階

相続財産管理人　弁護士　石割　誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県あま市七宝町遠島萱苅島一八六〇番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　浅野　勝弥

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月四日

名古屋市中区丸の内三丁目八番一〇号ＩＳＨ丸の内ビル五階Ｂ号室ひなた法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小堀　良治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市仏生山町甲二八一四番地、最後の住所奈良県大和郡山市九条町一〇四三番地三八　被相続人　亡　安西正太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月四日

奈良市登大路町五番地　修徳ビル三階　わかくさ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　谷口　宗彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県八代市泉町下岳三〇一九番地一六、最後の住所本籍と同じ　被相続人　亡　小笠原昭年

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月四日

熊本県熊本市東区健軍三―五〇―一九菊乃井ビル三階　弁護士法人ひのくに

相続財産管理人　弁護士　吉田　孝充

前払式特定取引業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十九条第二項及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第六項の規定により次のとおり公告します。

一、名称　有限会社くらしの友の会

二、代表者の氏名　小川　勉

三、主たる営業所の名称及び所在地　くらしの友の会　福岡県北九州市八幡西区幸神四丁目二番一二号

四、許可年月日　昭和五十三年二月七日

五、許可失効年月日　平成二十七年十一月二十日

六、営業保証金等の金額

①　営業保証金　金十万円

②　前受業務保証金　金一億五千六百七十八万五千円

七、前号の営業保証金等につき割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十一条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を九州経済産業局長に提出してください。

八、前号の申出書の提出がないときは、第六号の取戻しをしようとする営業保証金等は取戻されます。

平成二十八年三月四日

福岡県北九州市八幡西区幸神四丁目二番一二号　有限会社くらしの友の会

取締役　小川　勉

債権申出の公告（第二回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十八年一月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年二月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十八年三月四日

神奈川県川崎市幸区堀川町五八〇番地一六　黒田精工株式会社確定給付企業年金

清算人　森　憲正

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 28 年３月４日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①東海汽船株式会社　②東京都知事(3)3638　③代表取締役　清水賢一　④東京都港区海岸一丁目16番１号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区海岸一丁目16番１号　東海汽船株式会社　代表取締役　山崎潤一

①株式会社エクシオジャパン　②神奈川県知事(4)第28471号　③代表取締役　佐伯猛　④神奈川県横浜市西区北幸２－４－３　⑤1000万円　⑥神奈川県知事　⑦神奈川県横浜市西区北幸２－４－３　GM21ビル３Ｆ　株式会社エクシオジャパン　代表取締役　佐伯猛

①株式会社Ｎｅｔ２４　②京都府知事(3)12145　③代表取締役　若村英記　④主たる事務所　京都府京都市上京区今出川通室町東入今出川町329番地13　廃止した従たる事務所　京都府京都市下京区河原町通四条下る２丁目稲荷町320番地　京都府京都市中京区壬生西土居ノ内町21番地　⑤1000万円　⑥京都府知事　⑦京都府京都市上京区今出川通室町東入今出川町329番地13　株式会社Ｎｅｔ２４　代表取締役　若村英記